



# 島根県報

平成22年4月13日（火）

第2,178号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任（2件）	（農村整備課）	2
解除予定保安林	（森林整備課）	3
保安林の指定	（　　　　　）	4
保安林の指定の解除	（　　　　　）	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	4
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正	（建築住宅課）	5
包括外部監査契約の締結	（監査委員事務局）	6

### 【公 告】

基本測量の終了（3件）	（用地対策課）	6
都市計画変更の図書の縦覧	（都市計画課）	7

### 【教委告示】

島根県指定無形文化財の保持者の認定の解除	（文化財課）	8
----------------------	--------	---

**告 示****島根県告示第287号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成22年 4 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
益美コンサルタント株式会社	通所介護	デイサービス あんず	益田市美都町仙道693番地	平成22年 4 月 1 日
	介護予防通所介護			
医療法人社団 水澄み会	通所介護	デイサービスセンター	江津市松川町市村132番地1	平成22年 4 月 1 日
	介護予防通所介護	もやいの家松平		
医療法人社団 水澄み会	通所介護	デイサービスセンター	益田市遠田町179番地2	平成22年 4 月 1 日
	介護予防通所介護	もやいの家うのはな		
医療法人社団 水澄み会	通所介護	デイサービスセンター	益田市匹見町匹見イ50番地1	平成22年 4 月 1 日
	介護予防通所介護	もやいの家ひきみ		
エイコー電子工業株式会社	通所介護	デイサービスゆうゆう	出雲市知井宮町5-1	平成22年 4 月 1 日
	介護予防通所介護	広場		
特別非営利活動法人 コミュニティサポート いずも	訪問看護	C S いずも訪問看護ス	出雲市大社町入南80-1	平成22年 4 月 1 日
	介護予防訪問看護	テーション		

**島根県告示第288号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 4 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

浜田市弥栄土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 田野島正徳 浜田市弥栄町三里口292番地  
 小笹 忠重 浜田市弥栄町栃木566番地  
 栗栖 一雄 浜田市弥栄町木都賀イ1096番地17  
 阿郷 久 浜田市弥栄町大坪389番地  
 野村 一男 浜田市弥栄町野坂505番地  
 牛尾 友幸 浜田市弥栄町小坂190番地1

監事

- 日原 豊 浜田市弥栄町栃木801番地1  
 栗栖 卓三 浜田市弥栄町木都賀イ632番地8

## 2 就任年月日

平成22年 3 月 2 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

田野島正徳 浜田市弥栄町三里口292番地  
小笹 忠重 浜田市弥栄町栃木566番地  
栗栖 一雄 浜田市弥栄町木都賀イ1096番地17  
阿郷 久 浜田市弥栄町大坪389番地  
野村 一男 浜田市弥栄町野坂505番地  
牛尾 友幸 浜田市弥栄町小坂190番地 1  
村上 忠登 浜田市弥栄町木都賀イ844番地

監事

日原 豊 浜田市弥栄町栃木801番地 1  
栗栖 卓三 浜田市弥栄町木都賀イ632番地 8

---

島根県告示第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大社町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

足立 勝司 出雲市大社町入南989番地

監事

山崎 一誠 出雲市大社町修理免589番地 1

2 就任年月日

平成22年 3 月24日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

金築 信美 出雲市大社町入南1073番地

監事

久屋 勲 出雲市大社町修理免528番地 2

---

島根県告示第290号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市三隅町三隅1692-5

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

---

**島根県告示第291号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市富山町才坂字芦谷1042、1043、1816から1821まで、1824、1825、1826－1、1826－2、1827－1、1827－2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字芦谷1042、1043、1824、1826－1、1826－2、1827－2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の権限並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第292号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町小坂964－8、964－9

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

---

**島根県告示第293号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成22年4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガセンタートライアル出雲店・デパートパラオ 島根県出雲市今市町259番地1

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社みよしや 代表取締役 三吉 廣善

協同組合出雲ショッピングセンター 代表理事 伊藤 重夫

イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也

### (3) 変更しようとする事項

#### ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 668台 店舗北側・西側・南側、立体駐車場、屋上階

(変更後) 613台 店舗北側・南側、立体駐車場、屋上階

#### イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 10か所 店舗北側・西側・南側、立体駐車場、屋上階

(変更後) 7か所 店舗北側・南側、立体駐車場、屋上階

### (4) 変更する年月日

平成22年12月1日

## 2 届出年月日

平成22年3月31日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課 (島根県出雲市今市町70)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

### (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

## 島根県告示第294号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料 (平成22年島根県告示第177号) の一部を次のように改正し、平成22年5月1日から施行する。

平成22年4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表出雲市の項中	小山団地	—	を
		(1,050円)	

小山団地	1,995円	に改め、表益田市の項中
------	--------	-------------

原浜団地	—	を
	(525円)	

原浜団地	1,470円	に改める。
------	--------	-------

**島根県告示第295号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により平成22年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第5項の規定により告示する。

平成22年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
平成22年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、16,183千円を上限とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
池田 明 松江市北陵町46番地2
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

**公****告**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成22年 3 月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

## 2 作業期間

平成21年 5 月20日から平成22年 3 月31日まで

## 3 作業地域

県内全域

---

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成22年 3 月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 作業種類

基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）

## 2 作業期間

平成21年 5 月 1 日から平成22年 3 月31日まで

## 3 作業地域

松江市、出雲市、安来市、雲南市、東出雲町

---

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成22年 3 月26日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 作業種類

基本測量（地理識別子整備業務）

## 2 作業期間

平成21年 9 月28日から平成22年 3 月26日まで

## 3 作業地域

松江市、出雲市、益田市

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成22年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）公園

## 2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

## 島根県教育委員会告示第 1 号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第 6 号）第20条第 1 項の規定により、昭和37年島根県教育委員会告示第 4 号で指定し、昭和47年島根県教育委員会告示第10号で改正した次の文化財の保持者のうち次の 1 名が死亡したので、当該 1 名について同条例第21条第 7 項の規定により島根県指定無形文化財の保持者の認定は解除されたので告示する。

平成22年 4 月13日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

指定告示	種別	名 称	所 在 地	保持者	認定解除年月日
昭和37年島根県教育委員会告示第 4 号及び昭和47年島根県教育委員会告示第10号	工芸技術	広瀬緋	安来市広瀬町	天野圭	平成21年11月22日